

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

(環境企画課)

一

教育委員会規則

教育長に対する権限の委任等に関する規則等の一部を改正する等の規則

(教育管理課)

一

岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

(教育総務課)

二

岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

(教職員課)

三

岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

(特別支援教育課)

三

岐阜県市町村立学校職員定数規則の一部を改正する規則

(教職員課)

四

岐阜県教育委員会公印規則の一部を改正する規則

(教育管理課)

五

教育委員会告示

岐阜県重要文化財等の指定基準、岐阜県重要無形文化財の保持者等の認定基準及び記録作成等の措置を講ずべき無形文化財等の基準に関する告示の廃止

(教育管理課)

五

教育委員会訓令

岐阜県教育委員会継情報等管理規程の一部を改正する訓令

(教育管理課)

五

教育委員会教育長訓令

岐阜県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

(教育管理課)

六

規則

号外(二) 平成三十一年三月二十八日

岐阜県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第三十三号

岐阜県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県自然環境保全条例施行規則(昭和四十七年岐阜県規則第百二号)の一部を次のように改正する。

第十六条第二号中及び第三号中「岐阜県教育委員会」を「知事」に改める。

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

教育委員会規則

教育長に対する権限の委任等に関する規則等の一部を改正する等の規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十八日

岐阜県教育委員会

教育長 安福正寿

岐阜県教育委員会規則第一号

教育長に対する権限の委任等に関する規則等の一部を改正する等の規則

(教育長に対する権限の委任等に関する規則の一部改正)

第一条 教育長に対する権限の委任等に関する規則(昭和三十一年岐阜県教育委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第十四号を次のように改める。

十四 削除

第五条第一項第五号中「第三条第二項各号に掲げる事項」を「第三条第一項第二号から第九号まで、第十一号及び第十二号に掲げる事務(第十一号にあつては、軽易な事項を除く。)」に改める。

(岐阜県教育委員会表彰規則の一部改正)

第二条 岐阜県教育委員会表彰規則(昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「学芸その他文化」を「及び学術」に改める。

第二条第一号中「技芸及び芸術」を削り、同条第五号中「定める」を「掲げる」に改める。

第三条第一号中「技芸及び芸術」を削る。

(岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部改正)
第三条 岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則(平成二十九年岐阜県教育委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の表環境生活部長の項第一号中「高山陣屋管理事務所及び文化財保護センター」を「及び高山陣屋管理事務所」に改める。

第三条第一項中「次の表の知事の補助職員の欄に掲げる職員に、同表の補助執行事項の欄」を「環境生活部長に、次」に改め、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

- 一 社会教育法第九条の四第四号の規定による社会教育主事の資格の認定に関すること。
- 二 社会教育法第十五条第二項の規定による社会教育委員の委嘱に関すること。
- 三 図書館法第十五条の規定による岐阜県図書館協議会の委員の任命に関すること。
- 四 博物館法第十条の規定による博物館の登録

五 博物館法第十三条第二項の規定による博物館の変更登録

六 博物館法第十四条第一項の規定による博物館の登録の取消し

七 博物館法第十五条第二項の規定による博物館の登録の抹消

八 博物館法第二十九条の規定による博物館に相当する施設の指定

九 博物館法施行規則(昭和三十年文部省令第二十四号)第二十四条の規定による博物館に相当する施設の指定の取消し

十 博物館の登録に関する規則(昭和二十七年岐阜県教育委員会規則第九号)の規定により教育委員会が行う事務

十一 第四号から前号までに掲げるもののほか、博物館の登録及び博物館に相当する施設の指定に関すること。

十二 博物館法第二十一条の規定による岐阜県美術館協議会、岐阜県現代陶芸美術館協議会及び岐阜県博物館協議会の委員の任命に関すること。

第三条第二項中「同項の表の補助執行事項の欄に掲げる事務」を「同項第一号、第十号及び第十一号に掲げる事務(第十一号にあつては、軽易な事項に限る。)」に、「次」に掲げるものを除き、前項の表の知事の補助職員の欄に掲げる職員」を「環境生活部長」に改め、同項各号を削る。

(岐阜県文化財保護条例施行規則等の廃止)

第四条 次に掲げる規則は、廃止する。

- 一 岐阜県文化財保護条例施行規則(昭和三十一年岐阜県教育委員会規則第九号)
- 二 岐阜県教育委員会の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する規則(平成十二年岐阜県教育委員会規則第六号)
- 三 岐阜県文化財保護センター管理規則(平成二十一年岐阜県教育委員会規則第十一号)

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十八日

岐阜県教育委員会

教育長 安 福 正 寿

岐阜県教育委員会規則第一号

岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

岐阜県教育委員会事務局組織規則（昭和三十八年岐阜県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表教職員課の項中「管理免許係」を「管理調整係」に改め、「給与係」の下に「免許係」を加え、同表教育研修課の項中「基本研修係」を「研修第一係」に、「専門研修係」を「研修第二係」に改め、同表特別支援教育課の項中「教育支援係、環境整備係、自立・就労支援係」を「特別支援教育企画係、発達障がい教育係、環境整備係」に改め、同表体育健康課の項中「全国高校総体係」を削る。

第三条の表特別支援教育課の項第五号中「入学者選考」を「入学者選抜及び入学者選考」に改め、同表体育健康課の項第五号を削る。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十八日

岐阜県教育委員会

教育長 安 福 正 寿

岐阜県教育委員会規則第二号

岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

岐阜県立高等学校管理規則（昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第一項の表岐阜県立揖斐高等学校の項中「揖斐川町立北和中学校」を「揖

斐川町立北和中学校」に改める。

斐川町立谷汲中学校

斐川町立坂内中学校」

に改める。

第七条第一項中「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に、「当該時間配当」を「当該配当」に改める。

第十三条中「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改める。

第十八条第一項中「専門教育を主とする学科」の下に「及び総合学科」を加える。

第十九条第一項中「前二条」を「前三条」に改める。

第二十条第五項中「教諭」の下に「養護教諭、講師（常時勤務の者に限る。）、養護助教諭又は実習助手」を加える。

第二十六条を次のように改める。

（部活動指導員）

第二十六条 学校に、部活動指導員を置くことができる。

2 部活動指導員は、高等学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（高等学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する。

第二十八条の二第一項中「第七十五条第八号」を「以下この条において「勤務条件規則」という。（第七十五条第一項第八号）に改め、同条第三項中「特別休暇」の下に「（勤務条件規則第七十五条第一項第二十八号に掲げる場合を除く。）」を加える。

附 則

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 改正後の第七条第一項及び第十三条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に高等学校に入学した生徒（学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第九十一条の規定により入学した生徒で施行日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するもの（以下「編入学生」という。）を除く。）に係る教育課程から適用し、施行日前に高等学校に入学した生徒及び施行日以後に高等学校に入学した編入学生に係る教育課程については、なお従前の例による。

岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十八日

岐阜県教育委員会

教育長 安 福 正 寿

岐阜県教育委員会規則第四号

岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

岐阜県立特別支援学校管理規則(昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者に対する教育を行う特別支援学校の部小学部の項及び中学部の項中「道徳」を「特別の教科である道徳」に改め、同部高等部の項中「総合的な学習の時間」を「総合的な探求の時間」に改め、同表知的障害者に対する教育を行う特別支援学校の部小学部の項及び中学部の項中「道徳」を「特別の教科である道徳」に改め、同部高等部の項中「道徳」を「特別の教科である道徳」に、「総合的な学習の時間」を「総合的な探求の時間」に改める。

第十二条中「総合的な学習の時間」を「総合的な探求の時間」に改める。
第十三条第一項中「道徳」を「特別の教科である道徳」に、「総合的な学習の時間」を「総合的な探求の時間」に改め、同条第二項中「あたつて」を「当たつて」に改める。
第十八条第五項中「又は助教諭」を「助教諭、養護教諭、講師(常時勤務の者に限る。)、養護助教諭又は実習助手」に改める。

第二十条第一項中「前四条」を「前五条」に改める。

第二十四条の二第一項中「第七十五条第八号」を「以下この条において「勤務条件規則」という。(第七十五条第一項第八号)に改め、同条第三項中「特別休暇」の下に「(勤務条件規則第七十五条第一項第二十八号に掲げる場合を除く。)」を加える。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第六条第一項の表知的障害者に対する教育を行う特別支援学校の部高等部の項及び第十三条第一項の改正規定(「道徳」を「特別の教科である道徳」に改める部分に限る。)並びに附則第三項の規定は、平成三十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の第六条第一項の表視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者に対する教育を行う特別支援学校の部高等部の項及び知的障害者に対する教育を行う特別支援学校の部高等部の項並びに第十二条及び第十三条第一項の規定は、この規則の施行の日(以下この項において「施行日」という。)以後に特別支援学校の高等部に入学した生徒(学校教育

法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第三百三十五条第五項において準用する同令第九十一条の規定により入学した生徒で施行日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するもの(以下この項において「編入学生」という。)を除く。)に係る教育課程から適用し、施行日前に特別支援学校の高等部に入学した生徒及び施行日以後に特別支援学校の高等部に入学した編入学生に係る教育課程については、なお従前の例による。

3 この規則(附則第一項ただし書に規定する改正規定に限る。)による改正後の第六条第一項の表知的障害者に対する教育を行う特別支援学校の部高等部の項及び第十三条第一項の規定は、附則第一項ただし書に規定する改正規定の施行の日(以下「一部施行日」という。)以後に特別支援学校の高等部に入学した生徒(学校教育法施行規則第三百三十五条第五項において準用する同令第九十一条の規定により入学した生徒で一部施行日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するもの(以下この項において「編入学生」という。)を除く。)に係る教育課程から適用し、一部施行日前に特別支援学校の高等部に入学した生徒及び一部施行日以後に特別支援学校の高等部に入学した編入学生に係る教育課程については、なお従前の例による。

岐阜県市町村立学校職員定数規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十八日

岐阜県教育委員会

教育長 安 福 正 寿

岐阜県教育委員会規則第五号

岐阜県市町村立学校職員定数規則の一部を改正する規則

岐阜県市町村立学校職員定数規則(昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

六、五〇七人	六、四七七人
三七二人	三七三人
九七人	九七人

本則の表中

九人	三八九人	三、九七〇人	一八五人	四六人	五人	一九四人
を						
九人	三八八人	三、九一一人	一八四人	四六人	五人	一九四人

に改める。

附 則
この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

岐阜県教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十八日

岐阜県教育委員会
教育長 安 福 正 寿

岐阜県教育委員会規則第六号

岐阜県教育委員会公印規則の一部を改正する規則

岐阜県教育委員会公印規則（昭和四十年岐阜県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「常に職員を印影の印刷に立ち合わせ」を削る。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

教育委員会告示

岐阜県教育委員会告示第一号

岐阜県重要文化財等の指定基準、岐阜県重要無形文化財の保持者等の認定基準及び記

録作成等の措置を講ずべき無形文化財等の基準に関する告示（昭和三十二年岐阜県教育委員会告示第三号）は、平成三十一年三月三十一日限り廃止する。

平成三十一年三月二十八日

岐阜県教育委員会
教育長 安 福 正 寿

教育委員会訓令甲

岐阜県教育委員会訓令甲第一号

事務局一般
各県立学校

岐阜県教育委員会鍵情報等管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十八日

岐阜県教育委員会
教育長 安 福 正 寿

岐阜県教育委員会鍵情報等管理規程の一部を改正する訓令

岐阜県教育委員会鍵情報等管理規程（平成十四年岐阜県教育委員会訓令甲第七号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「以下「公文書規程」という。」を削る。

第七条第一項中「公文書規程第二条に定める文書管理システム（第三項において同じ。）を利用する回議にあっては、当該システムにより鍵情報等行使者の審査を受けるものとする。ただし、紙による回議を行う場合には」を削り、「添えて審査」を「添えて

鍵情報等行使者の審査」に改め、同条第三項中「文書管理システムを利用する回議にあっては、当該システムに公印押印の承認の登録を行うものとする。ただし、紙による回議を行う場合には」を削る。

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

教育委員会教育長訓令甲

岐阜県教育委員会教育長訓令甲第一号

事務局一般
各県立学校

岐阜県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十八日

岐阜県教育委員会
教育長 安 福 正 寿

岐阜県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県教育委員会事務決裁規程（昭和五十一年岐阜県教育委員会教育長訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「第四条」を「第三条」に、「第八条」を「及び第八条」に改め、「及び第十四条から第十九条まで」を削り、「教育委員会の事務を補助執行する職員の事務」同条第二項各号に掲げる事務を除く。」を「環境生活部長に補助執行させる事務（同項第一号、第十号及び第十一号に掲げる事務（第十一号にあつては、軽易な事項に限る。）に限る。）に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、第三条中「本庁の各課において共通に所掌される事務で課長が専決できるものは、別表第一に定めるとおりとし、その他の事務」とあるのは「岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成二十九年岐阜県教育委員会規則第十五号）第三条第一項第一号、第十号及び第十一号に掲げる事務（第十一号にあつては、軽易な事項に限る。）」と、第四条、第八条及び第十条中「教育長」とあり、第四条の二及び第十条中「副教育長」とあり、第四条の三中「教育次長」とあり、及び第五条中「義務教育総括監等」とあるのは「環境生活部長（環境生活部県民文化局長の所掌に属するものについては、環境生活部県民文化局長）」と、第六条中「課長」とあるのは「環境生活部の課長」と、第七条中「係長」とあるのは「環境生活部の係長（係長が置かれない係にあつては、当該係に属する課長補佐、技術課長補佐、主査又は技術主査のうち最も上席のもの）」と読み替えるものとする。

附則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

平成三十一年三月二十八日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんどびあ十三 岐阜文芸社